

地区部会 役員名	市			川			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	2	看	鈴木 たまえ	公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター	047-351-3101	279-0001	浦安市当代島3-4-32
副地区部会長	2	看	玉村 弘美	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター-国府台病院	047-372-3501	272-8516	市川市国府台1-7-1
書記	2	看	竹内 美佐子	医療法人社団城東桐和会 タムス浦安病院	047-312-6765	279-0023	浦安市高洲7-2-32
会計	2	看	佐藤 香里	医療法人社団平静会 大村病院	047-377-3111	272-0023	市川市南八幡4-14-2
幹事	2	看	長谷川 多津子	医療法人社団一条会 一条会病院	047-372-5111	272-0836	市川市北国分4-26-1
幹事	1	看	尾藤 彰子	公益社団法人地域医療振興協会 介護老人保健施設市川ゆうゆう	047-338-1910	272-0802	市川市柏井町4-229-4
幹事	2	看	渡部 洋子	国際医療福祉大学 市川病院	047-375-1111	272-0827	市川市国府台6-1-14
幹事	1	看	池澤 亜矢	公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター	047-351-3101	279-0001	浦安市当代島3-4-32

地区部会 役員名	松			戸			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	喜瀬 はるみ	医療法人財団松圓会 東葛クリニック病院	047-365-9027	271-0067	松戸市樋野口865-2
副地区部会長	1	看	菅原 直美	IMSグループ 医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院	047-345-1111	270-0034	松戸市新松戸1-380
書記	1	看	田村 圭子	医療法人財団松圓会 東葛クリニック病院	047-365-9027	271-0067	松戸市樋野口865-2
会計	2	看	三枝 多可子	松戸市立 総合医療センター	047-712-2511	270-2296	松戸市千駄堀993-1
幹事	2	看	花里 美雪	松戸市立総合医療センター 附属看護専門学校	047-367-4444	271-0064	松戸市上本郷4182
幹事	1	保	守田 加寿子	松戸市役所	047-366-5180	271-0072	松戸市竹ヶ花74-3 中央保健 福祉センター母子保健担当室
幹事	2	看	上原 多恵子	医療法人社団松和会 小板橋病院	047-392-4555	270-2232	松戸市和名ヶ谷1313-1
幹事	1	看	石野 恵子	医療法人社団鼎会 三和病院	047-712-0202	270-2253	松戸市日暮7-379

地区部会 役員名	東			葛			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	浅沼 智恵	国立研究開発法人 国立がん研究センター東病院	04-7133-1111	277-8577	柏市柏の葉6-5-1
副地区部会長	2	看	水口 かおり	医療法人財団東京勤労者医療会 東葛病院	04-7159-1011	270-0153	流山市中102-1
書記	1	看	長坂 奎英	キッコーマン総合病院	04-7123-5911	278-0005	野田市宮崎100
会計	2	保	鳥居 敦子	柏市保健所	04-7167-1254	277-0004	柏市柏下65-1 ウェルネス柏内
幹事	2	看	増田 智子	公益財団法人柏市医療公社 柏市立介護老人保健施設はみんぐ	04-7134-0660	277-0825	柏市布施1-3
幹事	2	看	窪倉 みさ江	勤医会東葛看護専門学校	04-7158-9955	270-0174	流山市下花輪409
幹事	1	看	高橋 恵美	医療法人社団聖仁会 我孫子聖仁会病院	04-7181-1100	270-1177	我孫子市柴崎1300
幹事	1	看	廣瀬 幸子	医療法人社団協友会 柏厚生総合病院	04-7145-1111	277-8551	柏市篠籠田617

地区部会 役員名	印			旛			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	植草 恵	日本医科大学 千葉北総病院	0476-99-1111	270-1694	印西市鎌苅1715
副地区部会長	1	看	諸岡 千賀子	成田赤十字病院	0476-22-2311	286-8523	成田市飯田町90-1
書記	1	看	丸 好美	医療法人鳳生会 成田病院	0476-22-1500	286-0845	成田市押畑896
会計	2	看	石田 優美	独立行政法人国立病院機構 下志津病院	043-422-2511	284-0003	四街道市鹿渡934-5
幹事	2	看	伊藤 恵美	公益財団法人日産厚生会 佐倉厚生園病院	043-484-2161	285-0025	佐倉市籾木町320
幹事	1	保	椎田 好恵	印旛健康福祉センター	043-483-1135	285-8520	佐倉市籾木仲田町8-1
幹事	1	看	纈纈 真砂美	医療法人社団愛信会 佐倉中央病院	043-486-1311	285-0014	佐倉市栄町20-4
幹事	2	看	工藤 由花	東邦大学医療センター 佐倉病院	043-462-8811	285-8741	佐倉市下志津564-1

地区部会 役員名	利			根			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	2	看	加藤 早苗	医療法人積仁会 島田 総合病院	0479-22-5401	288-0053	銚子市東町5-3
副地区部会長	2	看	堀越 佳代	国保多古中央病院	0479-76-2211	289-2241	香取郡多古町多古388-1
書記	2	看	山本 美佳	医療法人社団明芳会 イムス佐原リハビリテーション病院	0478-55-1113	287-0001	香取市佐原口2121-1
会計	1	看	石井 久美	国保匝瑳市民病院	0479-72-1525	289-2144	匝瑳市八日市場イ1304
幹事	1	看	篠塚 信子	国保小見川総合病院	0478-82-3161	289-0332	香取市南原地新田438-1
幹事	1	看	小池 富美代	地方独立行政法人総合病院 国保旭中央病院	0479-63-8111	289-2511	旭市イ1326
幹事	1	保	木村 依里	香取健康福祉センター	0478-52-9161	287-0003	香取市佐原イ92-11 香取合同庁舎2階
幹事	2	看	大木 幸恵	九十九里ホーム病院	0479-72-1131	289-2147	匝瑳市飯倉21

地区部会 役員名	山			武			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	塚原 信江	医療法人社団鎮誠会 季美の森リハビリテーション病院	0475-71-3366	299-3241	大網白里市季美の森 南1-30-1
副地区部会長	2	看	林 孝枝	大網白里市立 国保大網病院	0475-72-1121	299-3221	大網白里市富田884-1
書記	2	保	和田 浩子	山武市成東 保健福祉センター	0475-80-1172	289-1392	山武市殿台296
会計	1	看	河野 由紀	地方独立行政法人東金九十九里地域医療セ ンター東千葉メディカルセンター	0475-50-1199	283-8686	東金市丘山台3-6-2
幹事	1	看	御前 華子	東陽病院	0479-84-1335	289-1727	山武郡横芝光町宮川12100
幹事	2	看	嶋田 啓子	医療法人静和会 浅井病院	0475-58-5000	283-8650	東金市家徳38-1
幹事	1	看	石橋 明美	社会福祉法人みのりの村 特別養護老人ホーム海	0475-80-5010	289-1805	山武市蓮沼ニ5032
幹事	2	保	川崎 由紀	山武健康福祉センター	0475-54-0611	283-0802	東金市東金907-1

地区部会 役員名	長			夷			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	2	看	亀田 日出子	医療法人SHIODA 塩田記念病院	0475-35-0099	297-0203	長生郡長柄町国府里550-1
副地区部会長	2	看	藤本 孝子	医療法人社団三愛会 君塚病院	0475-25-1811	297-0029	茂原市高師2-8
書記	2	看	目良 朋子	いすみ医療センター	0470-86-2311	298-0123	いすみ市苅谷1177
会計	2	看	小原 雅俊	医療法人社団優仁会 鈴木神経科病院	0475-22-2211	297-0029	茂原市高師82
幹事	1	看	池本 敦子	医療法人社団東光会 茂原中央病院	0475-24-1191	297-0035	茂原市下永吉796
幹事	2	看	鈴木 栄子	介護老人保健施設 沢の里	0475-43-1222	299-4423	長生郡睦沢町大上1150
幹事	2	看	高貫 信子	医療法人社団聖光会 聖光会病院	0475-35-5151	297-0216	長生郡長柄町立鳥745-1
幹事	2	看	関 春美	公立長生病院	0475-34-2121	299-4192	茂原市本納2777

地区部会 役員名	君			津			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	金綱 はるみ	国保直営総合病院 君津中央病院	0438-36-1071	292-8535	木更津市桜井1010
副地区部会長	1	看	賀来 かおり	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院	0438-62-1113	299-0246	袖ヶ浦市長浦駅前5-21
書記	1	保	林 明己	君津健康福祉センター	0438-22-3743	292-0832	木更津市新田3-4-34
会計	1	看	岡野 久美	医療法人社団養真会 上総記念病院	0438-22-7111	292-0832	木更津市新田1-11-25
幹事	2	看	鳥飼 紀子	特定医療法人新都市医療研究会 君津会玄々堂君津病院	0439-52-2366	299-1144	君津市東坂田4-7-20
幹事	1	看	桑田 祐加	君津中央病院 附属看護学校	0438-53-8767	292-0822	木更津市桜井1010
幹事	1	看	池田 由香	国保直営君津中央病院 大佐和分院	0439-65-1251	293-0036	富津市千種新田710
幹事	1	看	小倉 眞奈美	医療法人社団志仁会 薬丸病院	0438-25-0381	292-0831	木更津市富士見2-7-1

地区部会 役員名	安			房			
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	2	看	本橋 則子	社会医療法人社団 木下会館山病院	0470-22-1122	294-0037	館山市長須賀196
副地区部会長	2	看	山岸 智子	社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター	0470-25-5111	294-0014	館山市山本1155
書記	1	看	橋野 みゆき	医療法人三紫会 小田病院	04-7092-1128	296-0001	鴨川市横渚880
会計	2	看	滝川 智子	南房総市立院 富山国保病院	0470-58-0301	299-2204	南房総市平久里中1410-1
幹事	1	看	栗田 みよ子	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	04-7092-2211	296-8602	鴨川市東町929
幹事	2	看	鴫田 猛	学校法人鉄蕉館 亀田医療技術専門学校	04-7099-1205	296-0041	鴨川市東町1343-4
幹事	2	看	忍足 悦子	医療法人光洋会 三芳病院	0470-36-3515	294-0822	南房総市本織47
幹事	2	保	勝 左千子	安房健康福祉センター	0470-22-4511	294-0045	館山市北条1093-1

令和元年度 地区・職能別入会状況・入会率

	保 健 師			助 産 師			看 護 師			准 看 護 師			合 計		
	※1就業数	※2入会数	※3入会率	就業数	入会数	入会率	就業数	入会数	入会率	就業数	入会数	入会率	就業数	入会数	入会率
千葉	342	72	21.1%	320	207	64.7%	9,385	5,420	57.8%	1,177	84	7.1%	11,224	5,783	51.5%
市原	81	78	96.3%	50	34	68.0%	1,903	1,211	63.6%	512	61	11.9%	2,546	1,384	54.4%
船橋	343	70	20.4%	275	167	60.7%	7,257	3,859	53.2%	1,226	104	8.5%	9,101	4,200	46.1%
市川	166	21	12.7%	155	89	57.4%	3,939	2,389	60.6%	440	29	6.6%	4,700	2,528	53.8%
松戸	123	21	17.1%	127	84	66.1%	3,413	1,782	52.2%	471	41	8.7%	4,134	1,928	46.6%
東葛	241	35	14.5%	191	60	31.4%	6,257	3,017	48.2%	1,365	152	11.1%	8,054	3,264	40.5%
印旛	264	43	16.3%	155	93	60.0%	4,971	3,019	60.7%	1,047	111	10.6%	6,437	3,266	50.7%
利根	119	16	13.4%	59	48	81.4%	2,158	1,511	70.0%	877	114	13.0%	3,213	1,689	52.6%
山武	81	34	42.0%	27	26	96.3%	1,090	704	64.6%	370	34	9.2%	1,568	798	50.9%
長夷	114	9	7.9%	33	9	27.3%	988	490	49.6%	804	161	20.0%	1,939	669	34.5%
君津	114	20	17.5%	42	38	90.5%	1,975	1,335	67.6%	874	111	12.7%	3,005	1,504	50.0%
安房	96	33	34.4%	63	43	68.3%	1,866	1,359	72.8%	562	88	15.7%	2,587	1,523	58.9%
県外	-	4	-	-	7	-	-	227	-	-	5	-	-	243	-
総計	2,084	456	21.9%	1,497	905	60.5%	45,202	26,323	58.2%	9,725	1,095	11.3%	58,508	28,779	49.2%

※1 就業者数は『平成30年度看護職員業務従事者届（平成30年12月31日現在）』より

※2 入会数は令和2年3月31日現在

※3 入会率は就業数に対する入会者の割合

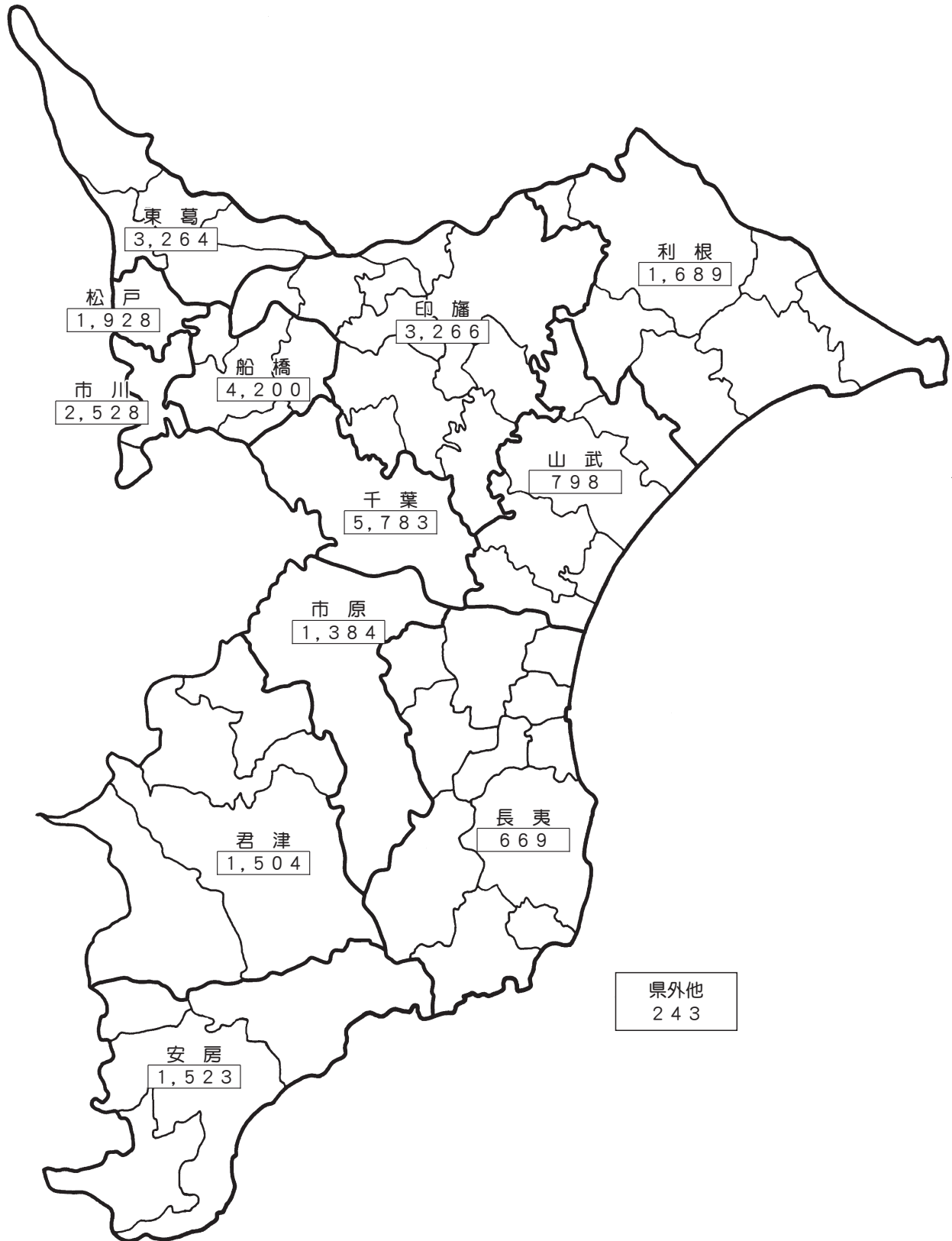
年度別会員数

令和2年3月31日現在

年度	会員総数	保健師		助産師	看護師		准看護師		新入会員	増減値
		女	男		女	男	女	男		
昭和57年	4,647									
58	5,788	504		193	3,766		1,325		1,170	1,141
59	6,169	471		212	4,172		1,314		1,287	381
60	6,446	504		235	4,378		1,329		1,174	277
61	6,752	517		238	4,632		1,365		1,106	306
62	7,219	538		285	4,920		1,476		1,146	467
63	8,002	561		313	5,585		1,543		1,527	783
平成元年	8,393	554		331	5,959		1,549		1,403	391
2	8,533	566		355	6,144		1,468		1,250	140
3	8,782	591		376	6,381		1,434		1,320	249
4	9,196	610		387	6,730		1,469		1,518	414
5	9,777	635		414	7,305		1,423		1,608	581
6	10,632	665		451	7,932	131	1,422	31	1,869	855
7	11,473	670		478	8,683	135	1,477	30	1,832	841
8	12,268	685		501	9,342	151	1,557	32	1,803	795
9	13,126	710	1	514	10,096	173	1,599	33	1,911	858
10	14,044	730	2	521	10,965	192	1,602	32	1,980	918
11	14,643	739	4	517	11,590	210	1,548	35	2,006	599
12	15,190	701	5	530	12,114	249	1,558	33	2,001	547
13	15,990	669	4	547	12,785	280	1,659	46	2,000	800
14	16,748	657	4	544	13,331	345	1,814	53	1,591	758
15	17,816	655	6	561	14,221	441	1,882	50	2,457	1,068
16	18,924	664	10	591	15,059	507	2,025	68	2,677	1,108
17	19,388	649	11	604	15,557	577	1,926	64	2,232	464
18	19,467	613	14	584	15,727	636	1,819	74	2,052	79
19	20,173	619	20	635	16,404	687	1,730	78	2,307	706
20	20,790	593	23	660	16,916	801	1,729	68	2,495	617
21	21,446	552	27	628	17,510	933	1,728	68	2,438	656
22	22,075	528	33	648	18,123	1,064	1,606	73	2,386	629
23	22,730	513	26	672	18,701	1,208	1,546	64	2,437	655
24	23,160	522	22	662	19,129	1,334	1,422	69	2,382	430
25	24,135	489	20	701	20,038	1,474	1,345	68	2,616	975
26	24,967	482	26	754	20,760	1,600	1,278	67	2,873	832
27	25,595	460	27	758	21,320	1,762	1,191	77	2,718	628
28	26,143	439	30	790	21,804	1,886	1,119	75	2,817	548
29	26,780	427	34	820	22,383	2,008	1,030	78	2,744	637
30	28,061	425	41	877	23,455	2,154	1,033	76	2,605	1,281
令和元年	28,779	419	37	905	24,066	2,257	1,015	80	2,667	718

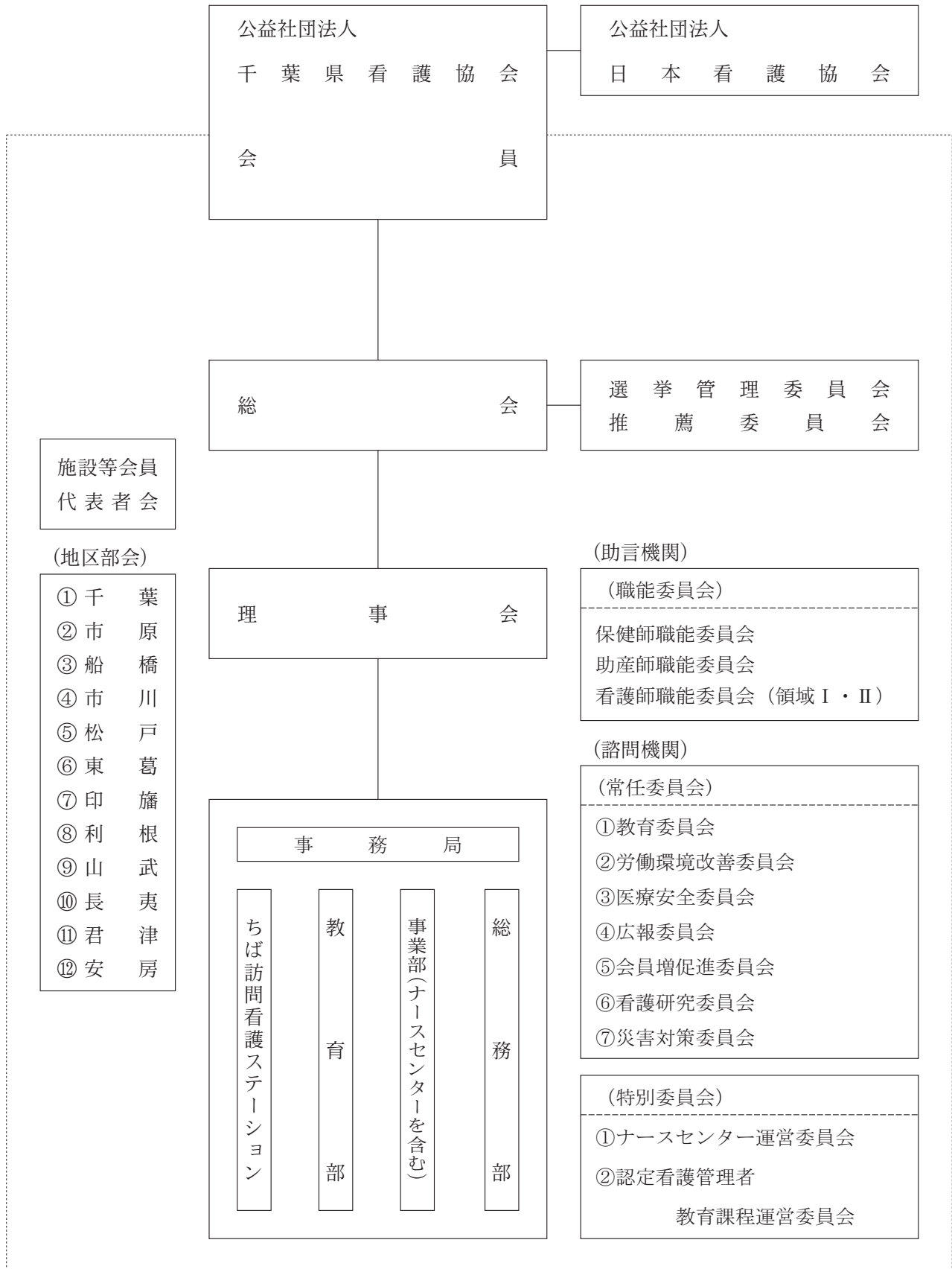
地区部会区分図

※数字は各地区部会の会員数 28,779名（令和2年3月31日現在）



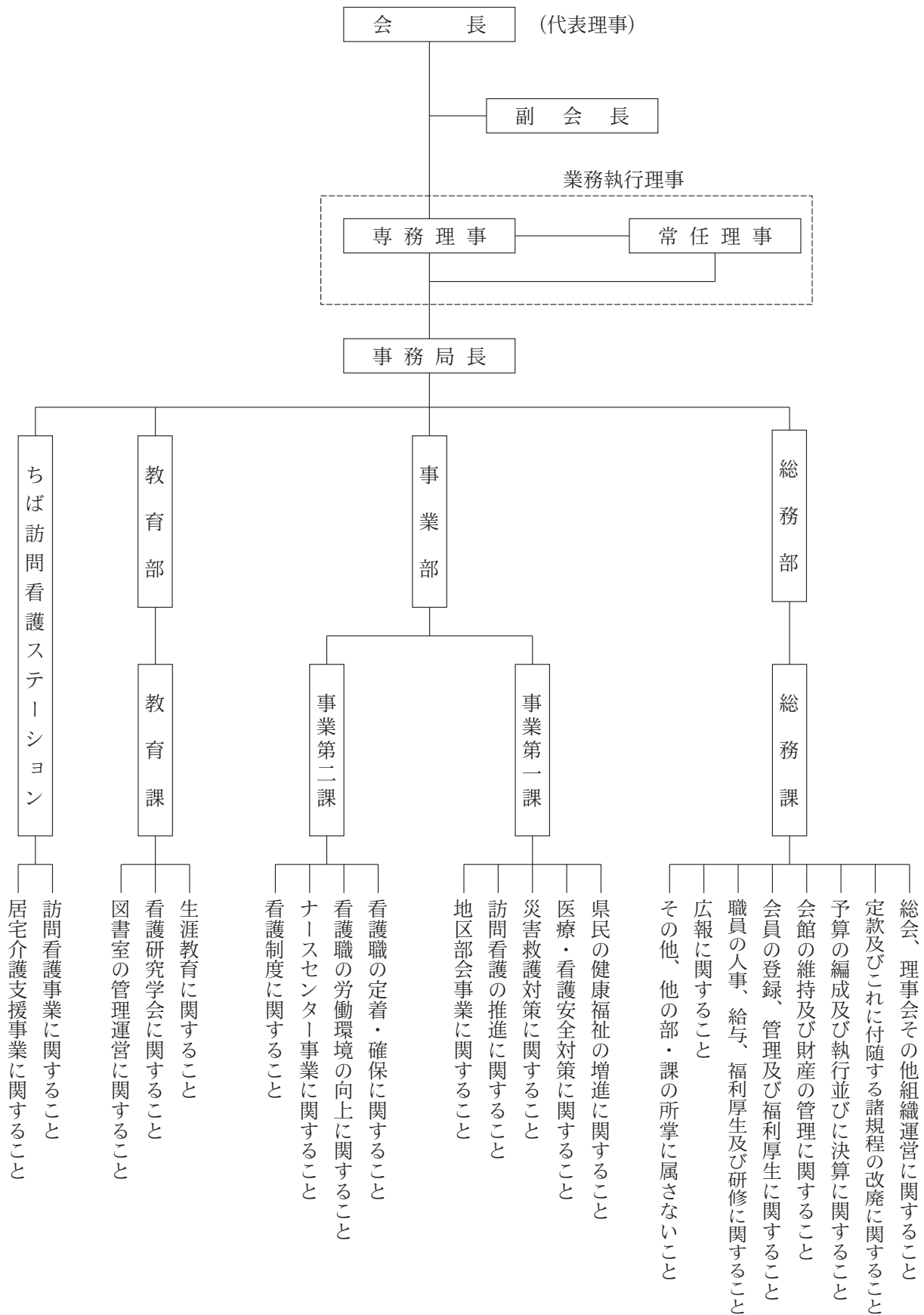
公益社団法人 千葉県看護協会 組織機構図

(令和2年4月1日)



公益社団法人 千葉県看護協会 組織運営図

(令和2年4月1日)



公益社団法人 千葉県看護協会 業務体制

(令和2年4月1日現在)

会 長	寺口 恵子	
専務理事	井上 恵子	総括・法人の組織運営に関すること (総務、人事、監査、職能委員会、地区部会、日本看護協会・行政機関等との調整、国際交流)
常任理事	福留 浩子	看護制度に関すること、ちば訪問看護ステーションに関すること 人材の定着・確保に関すること 訪問看護の推進に関する 小児救急に関すること
常任理事	内山 弘子	看護の資質の向上に関すること 保健知識の普及に関すること 医療安全に関すること

総務部

事務局長(1名)	荒川 裕司(事・嘱託)		
部長(1名)	早川 直樹(事・嘱託)		
総務課(5名)	有川 理恵(事)	西岡 智恵(事)	瀬戸 輝夫(事・嘱託)
	伊藤 佑子(事)	佐々木純子(事)	

事業部

部長(1名)	渡辺 尚子(技・嘱託)	(事業第一課長事務取扱)	
事業第一課(3名)	主任 田口 三奈(事)	西牧奈津恵(技)	浅野 弘恵(技)
事業第二課(10名)	課長 金子 恵子(技・嘱託)		
	藤井 佳子(技)	齋藤奈津子(事)	
	吉川由美子(事)	高橋 恵(事)	
	※伊東 和子(技・嘱託)	(WLB推進アドバイザー)	
	※四宮一二三(技・嘱託)	(就業相談推進アドバイザー)	
	※伊藤 幸子(技・嘱託)	(就業相談推進アドバイザー)	
	※滝口 容子(技・嘱託)	(就業相談推進アドバイザー)	
	※齋藤 洋子(技・嘱託)	(就業相談推進アドバイザー)	

教育部

部長(1名)	二瓶 律子(技・嘱託)	
教育課(7名)	関 里美(技・嘱託・参与)	
	福家友美子(技・嘱託・参与)	
	西山 京子(技・嘱託)	(看護教員養成講習会担当)
	川上 和代(技)	松山 千夏(事)
	黒田 玲華(事)	石原 淳(事)

ちば訪問看護ステーション(12名)

所長	箱崎 恵理(技)		
	藤城 慶子(技)	宮川 瑞枝(技)	
	溝口 真木(事・嘱託)	松原 弥生(事)	
	※笹木早登美(技)	※岡山 裕子(技)	※山野内裕子(技)
	※川口あゆみ(技)	※中田百合子(技)	※小林真奈美(技)
	※藤本 敬子(技)		

合計 職員41名 常勤29名(嘱託10名) 非常勤12名(嘱託5名) ※印 非常勤

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人千葉県看護協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)の資質向上を図り、看護師等が医療の担い手として誇りを持ち安心して働き続けられる環境づくりと地域のニーズに応える保健・医療・福祉活動を推進することにより、看護を通じて県民の健康な生活の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護師等の労働環境等の改善、就業促進等により、看護師等の人材確保・定着に関する事業
- (3) 訪問看護の推進に関する事業
- (4) 県民への健康・福祉の増進に関する事業
- (5) 看護に関する調査研究、看護業務の開発及び看護制度への提言等に関する事業
- (6) 介護保険法に基づく指定居宅サービス、居宅介護支援に関する事業並びに健康保険法に基づく訪問看護に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は千葉県内で行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 千葉県に居住し又は勤務する看護師等の免許（以下「免許」という。）を有する者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、理事会の推薦を受け、その事業を推進するため総会において定められた会費を拠出した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 保健事業、助産事業又は看護事業において特に功労のあった者又はこの法人の事業に特に功労があった者で理事会が推薦し総会で承認された個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は会長が定めるところにより申込書を提出しなければならない。ただし、第5条に定める賛助会員及び名誉会員については、この限りでない。

- 2 第9条の規定により除名された者が再び入会しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員はこの限りでない。

- 2 会員の資格は前項の入会金及び会費を納めたときから生じる。
- 3 既納の会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、会長に申し出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会員としての義務に違反し又はこの法人の秩序を乱す行為をしたとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に理由を付してその旨を通知し、かつ総会でその会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 免許の取消処分を受けたとき
- (3) 総会員が同意したとき
- (4) その他会員資格に該当しなくなったとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 賛助会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項に定める総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 名誉会員の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (7) 事業報告書の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。代理権の授与は、総会ごとに提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 理事会において総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、第17条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議長及び当該総会において正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名捺印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上21名以内
- (2) 監事 3名

理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常任理事、4名を職能理事（保健師及び助産師はそれぞれ1名、看護師は2名）とする。

- 2 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事、常任理事をもって一般法人法に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人もしくはこれに準ずる者が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一団体の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として政令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を、調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

2 理事又は監事については、再任を妨げない。

3 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務の対価として総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める理事等の報酬及び費用に関する規程による。

(役員責任及び免除)

第28条 理事又は監事が、その任務を怠り、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は一般法人法第114条第1項の規定により、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3 第1項及び第2項の規定により理事会の決議があった場合には、総会に報告するものとする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長、専務理事、常任理事の選任及び解職

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数及び決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 職能委員会

(職能委員会)

第34条 この法人に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

2 職能委員会は、それぞれの職能上に関する問題を審議し、会長に助言する。

3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の理事をもってこれに充てる。

4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。

5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第35条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会は、それぞれ専門事項に関する調査研究、企画を行い、会長の諮問事項を審査する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 地区部会

(地区部会)

第36条 この法人に、地域において第3条の目的を達成するため、地区部会を設置する。

- 2 地区部会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。
- 3 各地区部会は、担当分掌地区の事業計画を審議、企画し、その事業を実施する。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画書、損益計算書（収支予算書）、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 事業計画及び予算書等については総会に報告するものとする。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条2項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う財産の贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。）（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 事務局その他

(事務局)

第47条 この法人の事務処理をするため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要事項は、理事会の決議を経て、別に会長が定める。

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第22条の規定にかかわらずこの法人の最初の代表理事は松永敏子、業務執行理事は山木まさ、佐瀬けい子及び藤澤里子とする。

附則

- 1 一部改正 平成27年6月18日から施行する。
(第21条第1項 職能理事の定数変更)

看護者の倫理綱領

2003年 日本看護協会

前文

人々は、人間としての尊厳を維持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通してその最期まで、その人らしく生を全うできるように援助を行うことを目的としている。

看護者は、看護職の免許によって看護を实践する権限を与えられた者であり、その社会的な責務を果たすため、看護の实践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保つ権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。

日本看護協会の『看護者の倫理綱領』は、病院、地域、学校、教育・研究機関、行政機関など、あらゆる場で实践を行う看護者を対象とした行動指針であり、自己の实践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の实践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

条文

1. 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
5. 看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
6. 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護者は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
9. 看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者とともに協働して看護を提供する。
10. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
11. 看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。
13. 看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
14. 看護者は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
15. 看護者は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

メ 毛